

令和6年3月策定

事業継続計画(BCP)

(白岡市地域包括支援センターぽっかぽか)

法人代表者	理事長 井上 直樹	管理者	センター長 松ノ尾 崇弘
所在地	白岡市上野田357-1	電話番号	0480-93-8877

— 社会福祉法人 大樹会 —

事業継続計画 目次

第1節 総論	
I 白岡市地域包括支援センターぽっかぽか事業継続計画の目的	1
II 計画の体系	1
III 計画の構成/	1
第2節 震災対策	
I 震災発生時、勤務外職員の緊急出動 (参考資料：老健計画)	2
II リスクの把握	4
III 職員間や関係機関との連絡体制の確立	5
IV 避難支援	6
V 被災時における対応	7
第3節 洪水編	8
I 想定される洪水	8
II 洪水時対応	8
第4節 新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策	
I 平時対応	9
II 初動対応	9
III 検査	9
IV 感染疑い者発生から感染拡大の防止	10

第1節 総論

I 白岡市地域包括支援センターぽっかぽか事業継続計画の目的

本計画は、大規模な災害が発生した場合に、圏域（当地域包括支援センターが担当する区域）内において、誰一人取り残されることなく、支援が必要とされる方々に手を差し伸べることができるよう予め準備し、緊急時の活動レベルの落ち込みを最小限にとどめることを目的に策定しています。

また、当地域包括支援センターは、「介護老人保健施設ぽっかぽか」内に併設される事業所の一つであることから、当該施設と一体となって活動することを原則とします。

II 計画の体系

国	・ 中央防災会議	・ 防災基本計画
埼玉県	・ 埼玉県防災会議	・ 埼玉県地域防災計画
白岡市	・ 白岡市防災会議	・ 白岡市地域防災会議
大樹会	・ 大樹会本部事業継続計画	
介護老人保健施設	・ 災害対策本部	・ 非常災害対策計画及びBCP
地域包括支援センター	・ (老健災害対策本部)	・ 事業継続計画

III 計画の構成及び推進体制

白岡市地域包括支援センターぽっかぽか（以下「支援センター」という。）は、「社会福祉法人大樹会」が策定する法人全体の事業継続計画（以下「本部計画」という。）と、「介護老人保健施設ぽっかぽか」が策定する事業継続計画（以下「老健計画」という。）を基本とした推進体制のもと、当地域包括支援センターが対応すべき固有の課題に対処し、事業が継続できるよう定めるものです。

この計画は、「総則編」「震災対策編」「風水害対策編」及び「感染症対策編」の4編構成となっています。

第2節 震災対策編

I 震災発生時、勤務外職員の緊急出勤

災害発生時及び勤務外職員の緊急出勤については、老健計画に基づき対応するものとする。
老健計画の概要については、次のとおりである。詳細については、老健計画を確認すること。

【参考「老健」における震災時緊急出勤の基準（抜粋）】

震災時緊急出勤の基準（震度の確認方法はテレビや携帯の緊急地震速報などの情報とします）

	施設長・事務長・看護部長	防火管理者・室長・課長	一般職員
震度 6 以上	職場からの連絡がなくても自発的に出勤	職場からの連絡がなくても自発的に出勤	職場からの連絡がなくても自発的に出勤
震度 5 強・弱	職場からの連絡がなくても自発的に出勤	管理者からの指示・連絡により出勤	管理者からの指示・連絡により出勤
震度 4 以下	職場に連絡を取り必要と判断すれば出勤	管理者からの指示・連絡により出勤	出勤の必要なし

ただし、次の状態にある職員は対象外とします。（「家族」とは同居の親族とします）

- ① 職員自身もしくは家族が負傷している場合
- ② 自宅建物が被災し家族が危険な状態にある場合
- ③ 小学生以下の家族の所在が不明でかつ連絡が取れない場合
- ④ 小学生以下の家族が自宅にいて、他に保護する家族がいない場合
- ⑤ 職員自身が外出先で帰宅難民になり出勤が不可能な場合

※自宅が倒壊するなどして家族の安全確保が必要とされる場合は、最寄りの法人施設に家族と避難してください。

【老健計画の対応】

震度 6（相当）以上の地震が起こった場合は災害対応をする。

- 1 自身の安全を確保する。
 - ・頭を守り姿勢を低くする。転倒危険のある物から距離を置く。
 - ・近くに利用者がある場合、「その場で屈んで身を低くしてください。」「すぐにおさまりますので落ち着いてください。」など、声かけをする。
- 2 事務所に参集する。自身の状況を報告（連絡）する。
 - ・公休も含めた全職員が、事務所に参集するようにする。
 - ・自身の状況の判断をして、「自身の場所・状態」「これくらいの時間で来られる」「来られない」を緊急連絡先に連絡する。
- 3 非常放送をする。安全確保の声かけをする。
 - ・発生から 5 分以内に非常放送を流す。「事務所よりお知らせします。ただいま大きな地震が発生しました。職員が確認をしていますので、そのままお待ちください。窓を開けて避難経路を確保してください。ケガをされた方がいましたらナースコールを押してください。」
- 4 初動の役割分担をする。
 - ・参集した職員で役割分担をする。1 名（指揮担当）が事務所に残り、他の職員は利用者の安全確認（フロアに最低 1 名）を行う。
 - ・人員に余裕があれば、設備（EV・ボイラー・電気関係）、ライフライン（水道・ガス・電気）の確認をする人員も配置する。
- 5 施設内の状況を確認する。情報収集を行う。
 - ・職員参集状況・連絡の確認、利用者のケガの有無・体調などの状況、二次災害の危険性、テレビ・ラ

ジオなどの情報収集、建物施設・ライフライン状況などの情報を、事務所（本部）に集めてホワイトボードに集約する。

6 サプライチェーンの確認をする。

- ・備蓄の確認をする。緊急で必要となる物の有無を確認（リストアップした物のチェック）、備蓄の追加仕入先 修理関係業者との連絡（緊急時の連絡方法を使用）、それぞれの推定対応時間の確認。

7 二次災害防止をする。

- ・利用者の状況確認時、二次火災の確認と家具などの転倒防止を確認する。
- ・日頃からの対策と気をつけるように声かけすることを徹底する。

8 災害対策本部を事務所に設置する。

- ・震災後 1 時間以内に災害対策会議を実施する。ホワイトボードに集約した情報を確認する。
- ・今後の対応スケジュールを検討する。
- ・定めた対応を何日実施していくか決める。
- ・各事業をどのくらいまで継続するか決める。
- ・今後の対策会議の日程を決める。

【老健計画のうち地域包括支援センターが該当する部分】

(地域包括支援センター・居宅介護支援事業所 午前 5 時に発災を想定)

経過時間	基本的な対応事項	備考
発災直後 ●5:00 (30分以内 に行うこと)	◎職員自身の安全確保 ◎出勤基準に基づいた職員の参集	※参集した老健以外の職員は第1回災害対策会議開催までは、臨時隊長の指示に従う
発災後 1 時間以内 ●6:00	◎災害対策会議参加 ◎老健入居者支援 ◎施設の被害・被災状況の確認 ◎非常用品の準備確保 ・ヘルメット、軍手、トランシーバー、懐中電灯、ランタン、ラジオ、備蓄食料、飲料水 ◎利用者安否確認 ・役割分担 ・区との連絡 ・利用者のトリアージ表作成 ◎翌日以降の職員体制の確認 ◎帰宅困難者の対応	※臨時隊長の指示により行動 ※トリアージとは、負傷者を重症度、緊急度などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決めるもの。
発災後 3 時間 ●8:00	◎災害対策会議参加 ◎職員の健康管理 ◎トリアージ表に基づく安否確認（訪問） ・在宅継続に向けてのアセスメント ・暫定ケアプランの作成 ◎職員の確保とローテーションの管理 ◎備蓄品残量の確認	
発災後 2~7 日	◎協力者の受け入れ ◎情報収集 ◎不足物資の調達	
1 か月後には通常の事業を再開する		

II リスクの把握

災害が発生した場合に備えて、予めリスクを把握し、対応策を講じます。

(1) 地域との連携と状況の把握

① 地域住民との連携

担当する利用者の災害対策で最も重要となるのは、自らの災害対策である自助の部分と災害発生時の近隣住民の助け合い支援行動の共助の部分と考えます。日常の生活の中で、地域住民とつながりを持ち、有事の時には助け合える関係を構築しておくことが、災害時には有効と考えます。ケアプラン上で生活課題に対する必要な地域の助け合いをメニューに加え、業務の中で、地区の民生委員や行政区長等と面識を持ち、緊急時には遠慮なく連絡が取れるといった顔の見える関係づくりなどを進めていきます。

② 地域の防災情報の把握と情報の共有

担当している利用者の被災時の避難場所や地域の防災情報の収集方法や、被害状況の報告方法、耐震診断や家具の転倒防止金具の取り付けなどの情報などを収集しておきます。行政の災害対策や災害発生時の連絡窓口、地域包括支援センターなどと情報を共有していきます。

また、担当利用者の避難先や避難経路、避難方法を利用者・利用者家族・避難支援者(災害時要配慮者避難計画等)、利用しているサービス事業者等と確認し合い、情報を共有しておきます。なお、医療依存度が高い方や介護者が不在となった場合、避難状況が長期にわたる場合などには、医療機関や福祉施設も含め、避難先をあらかじめ検討するなど、老健計画で定めたことを基本とし、それに準じて、当センターでできることを確認しておくことも重要です。

(2) ライフライン停止時の対策の検討

ライフラインが停止した際に関しては、老健計画で定めた事項により対応します。
なお、主な内容は次のとおりです。

通信	情報収集として、手回し充電式ラジオの用意・スマホの Web 情報 情報提供の手段では、SNS・メール・FAX・電話を使用 スマホの充電器(電池式・ソーラーパネル等)を用意しておく
電気	自家発電機(燃料:カセットガス式)の用意、乾電池
食料品・飲水	飲料水 7日分 食料品 7日分 無洗米、インスタント食品、レトルト食品、缶詰、栄養ドリンクなど 賞味期限の確認をしておく ※ 職員の自宅(家庭用)にも、7日分×家族数を備蓄しておく 食器・食品用ラップ等
トイレ	生活用水の確保 簡易トイレの用意、バケツ
ガス	カセットコンロ、キャンプ用コンロ

(3) 地域への移動手段の確保

自動車での移動が困難な場合が想定されるため、自転車やバイク等の移動手段を確保しておきます。平時からガソリンなどの燃料補充は半分以下にしないなど、発災時に備えていきます。車両シガーソケットからの電源確保を可能にするなどの対策も行っていきます。

(4) その他の必要備品の確保

作成例

看護・衛生用品	救急箱一式、体温計・血圧計、ウェットティッシュなど マスク、ディスポ手袋、フェイスシールド、ゴーグル、ガウン
暖房機器	毛布、使い捨てカイロ、保温アルミシート
その他日用品	ブルーシート、ポリ袋、ポリタンク(給水受け用)、作業用手袋

Ⅲ 職員間・関係機関との連絡体制の確立

(1) 利用者や家族との連絡体制

家族等の緊急時の連絡先など、ケアプラン1表に記載し、関係者間で共有していきます。
また、複数の連絡先も把握しておき、早急に連絡ができる体制をとっていきます。

(2) 職員間や関係する団体・機関との連絡体制

職員間では、自宅・携帯番号・メールアドレス等を記した緊急連絡網の作成のほか、災害用伝言ダイヤルの使用の活用、一斉に情報伝達ができるスマホアプリやSNS等、緊急時に早急に連絡ができる手段を可能な限り、平常時から確立し使用していきます。また、関係者機関や業者との連絡は、関係者連絡先一覧表を作成していき、連絡体制を整えておきます。

【地域包括支援センターにおける連絡体制】



(3) 市との連絡体制

地域包括支援センター業務委託者である白岡市との連宅体制を整えるとともに、圏域内の高齢者やその家族等の安全の確保に努め、必要な応急措置等を取った後に、被害の状況や必要な支援について、市とあらかじめ決めておいた情報伝達手段により連絡をとります。

(4) 職員の行動基準

職員間の安否確認方法、参集基準、職場復帰等の判断基準については、本部計画のとおりとする。

IV 避難支援

災害発生時に備え、予め圏域内の避難場所を確認しておく必要があります。

なお、当地域包括支援センターが担当する圏域内の避難場所については、次のとおりです。

【避難所】

白岡市地域包括支援センターぽっかぽかにおける「圏域内の避難所」

施設名	指定緊急避難所		指定避難所	所在地	電話番号
	地震	洪水			
菁莪小学校	○	△	○	上野田 101-1	92-1702
菁莪中学校	○	○	○	下野田 927	92-1706
南小学校	○	△	○	小久喜 524-1	92-5642
南中学校	○	△	○	千駄野 356-1	92-1621
中央公民館	○	△	○	小久喜 1227-1	92-6000
総合運動公園	○	—	—	千駄野 345	93-3426

【凡例】

○・・・使用可能 △・・・洪水時2階以上は使用可能 —・・・使用不可

指定緊急避難場所⇒切迫した災害の危険から緊急的に逃れるための場所で災害の種類ごとに指定されます。

指定避難所⇒災害によって自宅に住めなくなってしまう場合などに、災害の危険性がなくなるまでの間、一定期間滞在することができる施設です。

(令和4年4月版：白岡市地震・洪水ハザードマップより抜粋)

V 被災時における対応

(1) 平常時から準備しておくこと。

① 地域との連携を深めよう

災害発生時において、要支援者及びその家族が始めに頼れるものは、近隣住民の方々の支援活動です。そのため、当センターとしては、担当している地域の民生委員や行政区長との連携を図ることが重要で、緊急時に遠慮なく連絡ができるといった顔の見える関係づくりが大切です。

② 担当している要支援者が暮らす地域の防災情報を知ろう。

要支援者の避難場所などを含め、地域の防災情報を確認しておきましょう。

ア 被災した際に避難場所・避難経路・避難方法を本人及び家族と共有しよう。

イ 要介護者や医療依存度の高い方の避難場所には注意が必要です。

③ 利用者台帳の整理

ア 利用者名簿の整理：被災時にはパソコンが作動しないこともあり予め準備すること。

④ 職員間の連絡方法の取り決め

ア 緊急連絡先名簿を作成しておく。

イ 被害が甚大で連絡手段が機能しない場合、震度5以上で原則として発参集とします。

(2) 発災当日から3日間（応急期）

【発災前】

災害の兆候が認められたら（雨が激しく降り避難準備情報が出たときなど）、自分や家族の安全を確保し、要支援者等への安否確認する準備をする。

【発災後】

① 自分の周りの久木状況を確認すること

② 要支援者の安否確認を行う。

③ 要介護者や医療依存度の高い方への対応

④ 介護保険施設や病院への緊急入所・入院を調整する

(3) 発災4日目から1か月（応急期から復旧期）

① 要支援者の避難生活支援

② 要支援者の仮住まい生活支援

(4) 発災1か月から2、3年（復旧期から復興期）

① 生活再建の支援

② 申請代行などの支援

③ 健康管理体制や生活不活発病・こころのケア

第3節 洪水編

I 想定される洪水

埼玉県では、令和2年5月26日に、県が管理する河川を対象に、水防法に基づく「洪水浸水想定区域図」を指定・公表するとともに、それ以外についても同様に「水害リスク図」として公表しています。中川流域内で対象となる県管理の河川のうち、白岡市内に影響がある河川は元荒川や隼人堀川など合わせて7つの河川となっています。

この7つの河川のうち「隼人堀川」が、「介護老人保健施設ぽっかぽか」の敷地前にながれていますが、白岡市のハザードマップの「中川流域水害リスク情報図」においては、浸水は想定されていません。

また、「利根川・小山川洪水浸水想定結果」及び「荒川洪水浸水想定結果」においては、浸水深は0.5m未満と想定され、いずれの場合も施設運営に大きな影響を与える状況ではないと考えます。

なお、一時に多量の雨が降ると南中学校周辺の田圃の浸水し道路が冠水することもあり、職員の通勤等に支障をきたすこともあります。

- * 「中川流域水害リスク情報図」については、中川河川流域の想定し得る最大規模降雨（48時間雨量596mm）による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される浸水深を示しています。を想定した浸水深
- * 「利根川・小山川洪水浸水想定結果」については、利根川及び小山川の洪水予報区間について水防法に定められた想定最大規模降雨（利根川流域、八斗島上流の72時間総雨量491mm）による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される浸水深を示しています。
- * 「荒川洪水浸水想定結果」については、荒川水系荒川の洪水予報区間について、水防法の定められた最大規模降雨（荒川流域の72時間総雨量632mm）による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される浸水深を示しています。

II 洪水時対応

介護老人保健施設には、甚大な被害は及ばないと想定しますが、河川の氾濫時やゲリラ豪雨等の際には、南中学校付近の道路及び東北自動車道のアンダーパスが通行できない場合が想定されますので、職員等が出勤できるよう予め迂回路等を検討しておく。

第4節 新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策

I 平時対応

(1) 体制の構築・整備

推進体制については、原則として、「介護老人保健施設ぽっかぽか」内の事業所の一つで、老健計画で定めた方針によりその役割を分担する。

その上で、地域包括支援センターが担うべき担当圏域内における支援が必要とされる高齢者及びそのご家族（以下「要支援者等」という。）並びに関係事業所と連携して感染の拡大防止に努めるものとする。

ア 支援センターの統括責任者はセンター長とする。センター長が欠ける場合は、予め指名されてものが代行する。

イ 要支援者リストを備えおく。

ウ 関係事業者リスト（連絡先及び連絡フロー）を備えおく。

(2) 感染防止に向けて取り組みの実施

新型コロナウイルス感染症等の発生の情報収集と感染予防対策の推進にあたっては、原則として介護老人保健施設の方針に従い取り組むものとする。

(3) 防護服、消毒液等備蓄品の確保

防護服、消毒液等の保管先・保管量・在庫管理・調達先等については、介護老人保健施設で行うものとする。

(4) 研修等の実施

支援センターについては、介護老人保健施設や関連団体で実施される研修に受講することで対応するものとする。

II 初動対応

(1) 第一報

■報告ルート、報告先、報告方法を整理し、記載しておく。

○感染疑い者を発見した場合、誰が、いつ、誰に、どうやって、何を報告するかを明記する

○感染が疑われる場合は、医療機関や受診・相談センター等に連絡し、指示を受ける。

○各報告先への報告ルール（報告ルート、方法、内容等）を周知し、全職員が速やかに対応できるようにする。

(2) 感染疑い者への対応

■継続してサービスが提供できるよう検討し、記載する。

○居宅介護支援事業所と連携し、感染防止対策を徹底した上でサービスを提供することを検討する。

○職員を分けての対応や最後に訪問するなど、対応ルールを記載する。

○利用中に感染疑いが確認された場合の居宅介護支援事業所への連絡や医療機関等への受診について、対応方法をする。

(3) 感染疑い者への対応

■継続してサービスが提供できるよう検討し、記載する。

○居宅介護支援事業所と連携し、感染防止対策を徹底した上でサービスを提供することを検討する。

○職員を分けての対応や最後に訪問するなど、対応ルールを記載する。

○利用中に感染疑いが確認された場合の居宅介護支援事業所等への連絡や医療機関等への受診について、対応を記載する。

III 検査

■検査結果を待っている間は、因性の場合に備え、感染拡大防止体制を整える

○陰性の場合：事業を継続

○要請の場合：入院にあたり、可能な限り詳細な情報提供ができるよう必要項目（感染、濃厚接触の有無、症状有無の、原病既往歴等）をセオリする。

Ⅳ 感染疑い者発生から感染拡大の防止

- (1) 体調不良者が発生した場合、新型コロナウイルス感染症の可能性を考え、速やかに対応する。感染が疑われる場合は、早期に抗原検査を実施し、検査結果によっては医療機関等で確定診断を行うとともに、老人保健施設の長に報告するものとする。
 - ア 息苦しさ、強いだるさ、発熱、咳、頭痛等の症状や嗅覚・味覚の異常がある場合は感染の疑い、対応するものとする。
 - イ 感染の疑いより早期に把握できるよう、日々の体温想定等実施し、日ごろから体調管理に気を付けるものとする。
- (2) 初動対応
 - ア 介護老人保健施設内との報告・調整（その後、保健所及び関係市町に報告する）
 - イ ご利用者及びそのご家族並びに居宅介護支援事業所・サービス提供事業所との連絡・調整
- (3) 保健所との連携
 - ア 保健所の指示に従い、濃厚接触者等の特定を行う。
 - イ 消毒範囲や内容等を介護老人保健施設と協議の上特定し実施する。